

審査方法について

1 第1次選考について

書類選考とする。写真及び推薦理由等を元に、各委員に概ね15件以内で景観賞候補となるものを選出してもらう。2票以上獲得した候補について第2次選考の対象とする。

2 第2次選考について

第2次選考の対象となった候補について現地視察を行う。旭川では雪のある時期とない時期で見え方が変わる景観もあることや、季節感のある景観を評価するために、現地視察は夏期・冬期の2回実施する。現地視察が行えないものについては写真や資料により判断する。評価方法は選考基準の4つの視点ごとの採点評価とする。

【評価方法】

評価点表に、次の4段階で評価して記号を記入する。

- ・「-」 … 劣っている
- ・「0」 … どちらともいえない
- ・「+」 … 優れている
- ・「++」 … 特に評価する点がある

「-」は-1点, 「0」は0点, 「+」は1点, 「++」は2点とし, 合計点を算出する。

3 景観賞の選考について

第2次選考での評価内容を参考に、協議により景観賞を決定する。

- ・旭川市景観賞 4点以内
- ・旭川市景観奨励賞 4点以内